

令和7年度「企業寄附を活用した滞在支援施設支援事業(現物支援型)」支援対象法人の要件

1. 法人格の要件

- 原則として、次のいずれかの法人格を有する団体であること。
- ・ 公益財団法人または公益社団法人
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)
- ※上記に準ずる公益性・継続性を有する法人については、個別に審査のうえ対象とする場合がある。

2. 公益性の要件

- ・ 定款または規約等において「滞在支援、福祉の増進」等の公益目的を掲げていること。
- ・ 他の行政機関(例:厚生労働省、都道府県等)の認可、指定または助成対象等として適格性が認められていることが望ましい。

3. 実績の要件

- ・ 概ね2年以上にわたり、継続的に滞在支援施設を運営していること。
- ・ 年間一定数以上(目安:延べ20組程度以上)の利用実績を有していること。
- ・ 定期的に利用状況や運営実績を記録し、報告書またはウェブサイト等により公表し、透明性を確保していること。

4. 会計・運営の要件

- ・ 会計帳簿を整備し、外部監査または監事等による監査を受けていること。
- ・ 事業報告書及び収支報告書を毎事業年度作成し、公表その他の方法により透明性を確保していること。
- ・ 寄附金及び補助金等の使途を明確にし、支出内容を説明できる体制を有していること。

5. 資本運営の独立性

- ・ 営利企業が資本を出資し、当該法人の意思決定を支配していないこと。
- ・ 運営にあたり、企業利益のために寄附金及び補助金等を利用していないこと。
- ・ 企業との連携や協働は妨げないが、公益目的を最優先として運営されていること。

6. その他の要件

- ・ 反社会的勢力と一切関係を有していないこと。
- ・ 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- ・ 個人情報保護に関する規程を有し、利用者及びその家族のプライバシーに十分配慮してい

別紙

- ること。
- ・ 滞在施設を自ら運営または管理していること、またはこれに準ずる運営責任を有していること。

以上